

平成30年度 事業報告

川東訪問介護事業所（介護予防）

1.事業の目的と運営

介護保険法に基づき、北見老人ホーム指定特定施設入居者生活介護事業所の要介護者及び要支援者に対し訪問介護サービスを提供し、個々の能力に応じて自立した日常生活が営めるよう努めた。また、利用者の人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めた。

2.運営の実績

【入退所状況】

(平成30年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	1	1	0	0	1	0	1	2	2	1	3	0	13
退所	1	0	0	1	0	1	2	2	1	3	0	1	12

退所理由（看取り3名 長期療養6名 施設替え2名）

3.事業内容

- (1) 利用者が抱えているニーズの把握や問題点・課題等を分析及び評価し、適切な個別援助計画の作成を行った。
- (2) 潜在能力を見極め残存機能を活用しながら、必要とする食事、排泄、入浴等の介助その他生活全般にわたる支援を行った。
- (3) 心身状況に合ったサービス内容となっているか1ヶ月毎モニタリングを行い、生活機能の維持向上に努めた。計画内容、手順等変更があった場合は再アセスメントし実施に繋げた。

4.サービス内容の質の確立

- (1) 自己評価シートを活用し、提供したサービス内容の評価を行うとともに、確認された課題について具体的改善策を協議し検討を重ねた。
- (2) 統一した支援や介護が行えるよう介護技術の向上と強化を図った。
- (3) 各種研修会へ参加し、会議においてフィードバックを行いサービス提供の質の向上に繋がるよう努めた。

5.指定訪問介護事業者として

平成30年10月1日より、総合事業を実施する事業所、指定居宅サービス事業所として指定の更新を受けた。

【指定更新事業所】 川東介護予防訪問介護事業所
川東訪問介護事業所

【指定有効期間】 平成30年10月1日～平成36年9月30日